

2020年4月6日

葛飾区長 青木克徳様

かつしか子ども食堂・居場所づくりネットワーク

代表 緒方美穂子

新型コロナウイルス（COVID-19）対策による休校に関する要望書

私たちは葛飾区で子ども食堂や子どもの居場所づくりを行っている団体、個人のネットワークです。

先月の新型コロナウイルス（COVID-19）感染症対策に伴う公立幼稚園、小中学校の臨時休校措置により、突然、「食」と「居場所」をなくした子どもたちがいます。

私たちは子ども食堂や学習支援の場を通して様々な家庭の子どもたちとつながっていますが、新型コロナウイルス対策のため、そうした活動も自粛せざるをえず、地域で子どもたちの「食」、「居場所」を確保することも難しくなっています。この限られた環境下で、一ヶ月間、困難を抱えた家庭や子どもたちへの弁当の配達など、できうる限りの支援を行ってきました。

その中で4月2日、葛飾区教育委員会において、保田しおさい学校を除く区立小中学校・幼稚園の5月6日までの臨時休業の延長が決定されました。

長期間コミュニティから隔離され自宅待機となっている子どもたちや、子どもを抱える家庭の環境悪化が予測されます。感染拡大防止のため、子ども食堂が開催できない場合も多く、またすべての子どもたちの「安全」や、日々の「食」の確保は子ども食堂など、民間の個々の善意で賄えることではないと考えます。

学校休業措置延長に伴い、以下についてご配慮いただきたく切に要望いたします。

1. 休業措置期間中の給食の検討や、代替食（弁当など）の配布の検討をお願いします。

日常的に学校給食でしか食事を摂れない子どもたちがいます。その学校給食が1日の食事の大半であった子どもたちにとって、一斉休校となった先月以来、栄養確保が著しく困難な状況にあります。また、保護者が日中の子どもの食事確保に苦勞している家庭もあります。特に下記の子どもたちへの配慮をご検討お願いいたします。

- ・虐待、養育困難の家庭で食事の世話がない子どもたち
- ・保護者の傷病等により保護者が在宅でも食事の用意が困難な子どもたち

- ・学童クラブ等に所属していなかった子どもたち、所属できない学齢の子どもたち

2. 休業措置期間中、子どもたちの「安全」の確保をお願いします。

様々な理由で家庭が安心・安全な場所でなく、学校に限られた居場所の1つとなっている子どもたちも多く存在し、子どもたちの安全確保が急務となっております。

特に下記の子どもの見守りや支援をするためにも、休校期間中でも各学年で時間差や日毎で振り分けた登校日を設ける等、子どもたちのコミュニティの確保、担任等による子どもたちの安全の確認ができるようご検討ください。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、様々な支援機関との連携をはかるようお願いいたします。

- ・家庭内で虐待を受けている子どもたち
- ・保護者・監護者が心身の傷病等を抱えている子どもたち
- ・保護者が仕事を休めず、家庭で孤立して1人で過ごす子どもたち
- ・発達障害などの困難を抱える子どもたち

新型コロナウイルス感染拡大という困難な事態においても「子どもの最善の利益」が損なわれることのないよう、特段のご配慮をどうぞよろしくお願いいたします。

以上